

和水町サテライトオフィス等誘致に係る調査支援等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 基本的事項

本実施要領は、全国約 600 自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業と差別化するために、和水町（以下「町」という）の地域資源や地域課題を踏まえ、町の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 和水町サテライトオフィス等誘致に係る調査支援等業務
- (2) 業務内容 別紙「和水町サテライトオフィス等誘致に係る調査支援等業務基本仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- (4) 提案上限額 8, 602, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すもの

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) サテライトオフィス等の企業誘致支援や地方への企業進出支援などの事業に関する実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 和水町又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

4 日程（予定）

項 目	日 程（予定含む）
公募開始日	令和 6 年 5 月 9 日（木）
質問書受付期限	令和 6 年 5 月 20 日（月）正午まで
質問に対する回答	令和 6 年 5 月 23 日（木） 予定
参加表明書の提出期限	令和 6 年 5 月 31 日（金）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時まで
書類審査（一次審査） ※3 者以下の場合は実施しない	令和 6 年 6 月 19 日（水）
一次審査結果通知	令和 6 年 6 月 21 日（金）

プレゼンテーション（二次審査）	令和6年7月第1週 予定
選定結果通知	令和6年7月上旬 予定
契約の締結	令和6年7月後半

※一次審査は、応募事業者が3者以下の場合、省略する。

※一次審査を省略した場合においても、応募事業者に対し、二次審査の場所、時間等を電子メールにより通知する。

5 要領等の配布

- (1) 配布期間 令和6年5月9日（木）から令和6年5月31日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (2) 配布場所 担当部署で配布するほか、和水町ホームページからダウンロード可

6 質問・回答

- (1) 質問の受付
 - ア 提出書類 質問書（様式第2号）
 - イ 提出期限 令和6年5月20日（月）正午まで
 - ウ 提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない）
 - エ 提出先 本文書末尾記載の問い合わせ先と同じ。
- (2) 質問に対する回答
 - ア 回答日 令和6年5月23日（木）までに行う予定
 - イ 回答方法 質問への回答は和水町ホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (3) 留意事項 審査基準等に関する質問には、一切回答しない。

7 参加表明書

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 暴力団該当性に関する誓約書兼同意書
 - ウ 国税及び地方税の滞納がないことの証明（写し可）
 - エ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (2) 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着とする）
- (4) 提出先 本文書末尾記載の問い合わせ先と同じ

8 企画提案書

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第3号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 会社概要（任意様式）
 - エ 受託業務実績（様式第4号）
 - オ 業務実施体制調書（様式第5号）
 - カ 業務スケジュール（任意様式）
 - キ 見積書（任意様式）
- (2) 提出部数 正本1部、副本6部
- (3) 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時必着
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着とする）
- (5) 提出先 本文書末尾記載の問い合わせ先

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、和水平情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 一次審査の評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書について、書類での審査を実施する。書類審査は、選考委員会設置規程に定める委員が行い、応募事業者の出席は必要としない。

なお、応募事業者が3者以下の場合、一次審査を省略する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、合計点が高い順に3社程度選定し、二次審査参加事業者とする。

イ 合計点が同一の者が複数の場合は、見積書の金額が安価な者を上位とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 二次審査の評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、1者につき30分程度のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日時及び場所については、別途通知する。なお、プレゼンテーション時の出席者は、3名以内とする。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、企画提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計点の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、和水町ホームページにおいて「候補者の名称」を公表する。

12 契約の締結

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と和水町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、和水町財務規則第80条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出書類は、A4版で統一すること。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

【提出先・問い合わせ先】

窓口	和水町まちづくり課 企業誘致係
住所	〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地
電話番号	0968-86-5721（直通）
FAX	0968-86-4660
メールアドレス	msui@town.nagomi.lg.jp